

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（373））

2. 日時：令和3年1月7日 15時30分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

千明主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、宇田川安全審査官、
照井安全審査官、桐原調整係長

事業者：

中国電力株式会社

山本執行役員 電源事業本部 部長(原子力安全管理) 他17名※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「6条 外部からの衝撃による損傷の防止」、「添付書類一」、「添付書類三」及び「添付書類四」について、令和2年9月30日及び令和3年1月4日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）】

- 降下火砕物に対する排気筒モニタの機能維持の方針について、代替設備による対応から排気筒モニタ室の補強に変更した考え方を整理して説明すること。
- 原子炉建物に対する降下火砕物の影響評価について、降下火砕物堆積量、積雪荷重等の荷重条件、屋根トラスの部材及びその材質、屋根スラブ厚、許容限界の考え方、補強の有無等、類似の先行プラントとの共通点及び相違点を詳細に分析・整理した上で、島根2号炉の特性を踏まえて、詳細設計段階での設計方針を整理して説明すること。
- 原子炉建物のうち屋根スラブについて、評価対象部位を図示した上で、評価の概要を整理して説明すること。また、詳細設計段階での設計方針を整理して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし